第二の二の5（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同三の1の⑴のイ中「2に規定する六月間の研修」を「2の規定による六月間の日本語の語学研修（ロにおいて「六月間の研修」という。）」に改め、同⑴のロ中「イの」を「六月間の」に改め、同三の3中「⑷まで」を「⑹まで」に改め、同3の⑷中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同3の⑷の次に次のように加える。

⑸　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑹　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三の一の1の⑵及び⑷中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同一の2中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同2の⑵中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同2の⑵の次に次のように加える。

⑶　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑷　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三の一の3（標題を含む。）並びに二の1の⑵及び⑷中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同二の2中「及び⑵」を「から⑷まで」に改め、同2の⑵中「受入れ機関が設立している」を「機関により設立されたものである」に改め、同2の⑵の次に次のように加える。

⑶　過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

⑷　過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三の二の3（標題を含む。）中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第四の二の1中「雇用契約」を「労働契約」に、「2に定める定期報告及び随時報告を事業団に提出する旨」を「4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務」に改め、「行う」の下に「。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする」を加え、同二の6の標題中「相談支援」を「相談支援等」に改め、同二の6中「、在留管理」を削り、「行う」の下に「。また、事業団は、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する」を加え、同二中6を7とし、同二の5中「当該受入れ機関に照会を行い、必要に応じて指導、助言等を行う。また、事業団は、都道府県労働局、地方入国管理局等の適切な関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図る」を「適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う」に改め、同二中5を6とし、3及び4を削り、同二の2の⑴のイ及びロ中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同2の⑵中ヘをヌとし、同⑵のホ中「このホ」を「このリ」に改め、同⑵中ホをリとし、ニをチとし、ハをトとし、同⑵のロ中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同⑵中ロをホとし、同⑵のホの次に次のように加える。

ヘ　受入れ機関は、フィリピン人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑵のイ中「、又は」を「又は」に改め、同⑵中イをハとし、同⑵のハの次に次のように加える。

ニ　受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑵のハの前に次のように加える。

イ　受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ　受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

第四の二の2の⑷中「報告」の下に「その他整理した必要な情報」を加え、同二中2を4とし、同二の4の次に次のように加える。

5　受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてフィリピン人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるフィリピン人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるフィリピン人看護師候補者若しくはフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

第四の二の1の次に次のように加える。

2　フィリピン人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、フィリピンにおいて実施されるフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3　日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

第四の二の7の次に次のように加える。

8　受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9　関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

第五の一中「第四の二の2」を「第四の二の4」に改め、同二の1中「若しくは雇用契約」を「又は労働契約」に、「又は第四の二の2に規定する報告をしない」及び「又は報告をしない」を「を設立する」に改める。

○厚生労働省告示第五百三号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一の二の8中「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第二の一の1の⑴のイ中「雇用契約」を「労働契約」に改め、同一の2中「⑶まで」を「⑷まで」に改め、同2の⑴中「第二の一の3」を「第二の一の3の⑴から⑺までの規定」に改め、「平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号」の下に「。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。」